## 盛岡広域振興局長告示第20号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在 地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年5月18日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

## 1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	及
031010069811	エスコートヘルパ	盛岡市みたけ三丁目38番58号	盛岡市大新町20番51号山川荘	平成22年4月1日
	ーステーション	ベルメゾンA203号	1号	

## 2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	多 文 十 万 口
031010069812	エスコートヘルパ	盛岡市みたけ三丁目38番58号	盛岡市大新町20番51号山川荘	平成22年4月1日
	ーステーション	ベルメゾンA203号	1号	